

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団訓生会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県多治見市明治町1丁目47番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和62年11月19日

(4) 設立登記年月日 昭和62年11月30日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	太田 竜夫	太田医院管理者
理 事	太田 恵以子	
理 事	太田 綾子	
監 事	加藤 直子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	太田医院	2111100711	岐阜県多治見市明治町 1丁目47番地	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月20日	令和5年度決算の決定
令和6年11月20日	理事、監事の選任（重任）の承認
令和7年 9月13日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 26-3

法人名 医療法人社団 訓生会
所在地 多治見市明治町1丁目47番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	140,561 千円
2. 負 債 額	10,699 千円
3. 純 資 産 額	129,862 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	101,900
B 固 定 資 産	38,661
C 資 産 合 計 (A + B)	140,561
D 負 債 合 計	10,699
E 純 資 産 (C - D)	129,862

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 （旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 訓生会
所在地 多治見市明治町 1 丁目 4 7 番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	101,900	I 流 動 負 債	10,699
II 固 定 資 産	38,661	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	30,653	負 債 合 計	10,699
2 無 形 固 定 資 産	330	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	7,678	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	119,862
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	129,862
資 産 合 計	140,561	負 債 ・ 純 資 産 合 計	140,561

様式 2 6 - 2 - 2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 訓生会
所在地 多治見市明治町 1 丁目 4 7 番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 1 0 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,627
2 事業費用	96,888
本来業務事業損失	△ 5,261
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 5,261
II 事業外収益	991
III 事業外費用	0
経常損失	△ 4,270
IV 特別利益	65
V 特別損失	48
税引前当期純損失	△ 4,253
法人税等	72
当期純損失	△ 4,325

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 訓生会

理事長 太田 竜夫 殿

私（注1）は、医療法人社団訓生会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月27日

医療法人社団訓生会

監事 加藤直子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。